

サルビアねっと協議会 賛助会員規定

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人 サルビアねっと協議会定款に基づき、賛助会員および賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の種類、資格)

第2条 賛助会員は、営利を目的とする企業などを対象とする企業会員、自治体・公共団体・NPO 法人など非営利団体を対象とする団体会員、医療・介護施設を対象とする医療会員、個人会員の4種類とする。

2 賛助会員となるには、以下の項目をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 協議会の活動に賛同し、その支援を目的とすること
- (2) 協議会からの連絡に対応できること
- (3) 賛助会費を負担できる経済的健全性を有していること
- (4) 各自治体が定める暴力団排除関連条例に定められる暴力団、暴力団員が所属する団体、暴力団や暴力団員に関連した団体ではないこと、および暴力団員ではないこと

(入会)

第3条 賛助会員となるには、一般社団法人 サルビアねっと協議会（以下「協議会」という）に別紙様式による入会申込書を協議会事務局へ提出し、協議会もしくは協議会が指定した委員会の許可を得なければならない。

2 入会申込書は、協議会事務局から入手する。

3 入会申込書の提出は、協議会事務局宛の電子メールに添付するか、郵送によって行う。

(賛助会員の便益)

第4条 賛助会員は、協議会が運営する Web サイトや広報誌等に協議会の審査を経て広告を掲載することができる。ただし、広告の内容・形態・掲載時期・掲載期間は協議会が指定もしくは許諾する範囲とする。

2 賛助会員は、賛助会員となった事実を自らの広報活動や事業活動に利用することができる。協議会は、正当な利用によって生じる賛助会員の利益には関与しない。ただし、利用の内容・範囲・期間等については、誤った情報や不当な利益を是正する目的で行う協議会の求めに応じなくてはならない。

3 賛助会員は、協議会の事業に意見を述べることができる。意見は文書によって協議会に提出されるものとし、提出された意見は協議会もしくは協議会が指定する委員会で協議事項として扱う。協議会は協議結果を意見提出者に知らせる努力を行うが、連絡義務は負わないものとする。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、賛助会費を納入する。

2 企業会員の賛助会費は、1口年額12万円、1口以上とする。

3 団体会員および医療会員の賛助会費は、1口年額X12万円、1口以上とする。

4 個人会員の賛助会費は、1口年額1万円とする。

5 賛助会費の納入は、当該年度の4月末日までとする。ただし、5月以降入会時の当該年度分の納入は、入会申し込み時とする。

6 年度単位で賛助会費の請求書が送付される。請求書が到着した月の翌月末までに賛助会費を納入するものとする。

7 賛助会費は、年単位とし、年度途中の入会であっても同様とする。

(退会)

第6条 賛助会員が退会を希望する場合は、協議会事務局に退会希望を申し出るものとする。

2 賛助会員が年度途中で退会する場合、既納の賛助会費は返還されないものとする。

3 賛助会員が年度途中で退会し、同じ年度内に再度入会を希望する場合、新たに入会申込書の提出を必要とするが、当該年度の賛助会費を新たに納入する必要はないものとする。

(秘密保持)

第7条 賛助会員は、サルビアねっと協議会に関して知り得た情報を、協議会の許諾無しに他に提示・公表してはならない。ただし、国民の危険を伴う場合など法的に提示が求められる場合を除く。

2 賛助会員が、賛助会員となった事実のみ、もしくは協議会活動や協議会が運営する鶴見地区地域医療連携ネットワークの有用性を自らの広報活動や事業活動に正当に利用する場合は前項の限りではない。

3 賛助会員は、退会後も本条の義務を負うものとする。

(損害賠償)

第8条 賛助会員（脱会後も含む）による規定を逸脱する行為が判明した場合、協議会は必要な法的措置を行うとともに、被った損害に応じた損害賠償および必要な対応を対象者に請求できるものとする。

(協議)

第9条 本規定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に基づき、賛助会員（脱会後も含む）および協議会双方の協議により円満な解決を図るものとする。

(規定の変更)

第10条 本規定の修正・改廃などの変更は、協議会が定める委員会で検討し、理事会の承認を得るものとする。変更後は変更後の規定のみ有効とし、賛助会員には周知期間を設け、意義の申し立てがない限り変更後の規定に同意したものとする。ただし、賛助会費など賛助会員に著しく不利益が生じる変更については、協議会もしくは協議会が設置する諮問機関の議決を経て変更を行う。

附 則

1 この規定は、2019年4月1日より施行する。

サルビアねっと協議会宛

賛助会員入会申込書

サルビアねっと協議会の趣旨に賛同し、賛助会員となることを申請します。
申請にあたり、サルビアねっと協議会の定める賛助会員規定に同意します。

申込日	ここをクリックして日付を入力してください。
申込者氏名（フリガナ）	
団体名（フリガナ） （個人会員除く）	
申込者所属部署・役職 （個人会員除く）	
代表者氏名（フリガナ） （個人会員除く）	
連絡先住所	〒
連絡先 TEL & FAX	TEL FAX
連絡先電子メール	
賛助会員種類 該当を○で囲む	企業会員 団体会員 医療会員 個人会員
請求書送付先	〒

〇〇年〇月〇日

_____ 様

一般社団法人 サルビアねっと協議会
代表理事 三角 隆彦

賛助会員審査結果通知書
賛助会員申請の審査結果を通知します。

受付日：	受付者：	受付番号：
審査結果	承認 不承認	協議会審査日
賛助会員の種類	企業会員 団体会員 医療会員 個人会員	← 不要なものを削除のこと
協議会審査内容		
備考		
賛助会費納入期限 ここをクリックして日付を入力してください。		

- 賛助会員申請が承認された場合、賛助会費請求書を送付します。賛助会費納入期限までに賛助会費を下記へ納入して下さい。

納入先 特定非営利活動法人サルビアねっと協議会
〇〇銀行 普通預金口座 口座番号：
- 賛助会費は次の通りです。なお、納入金額は年単位で、年度途中入会でも同様です。納入された賛助会費は、退会等理由を問わず返還されませんのでご注意ください。

企業会員 年額 1 口 12 万円、1 口以上
団体会員 年額 1 口 12 万円、1 口以上
医療会員 年額 1 口 12 万円、1 口以上
個人会員 年額 1 口 1 万円、1 口以上

協議会事務局控兼用